

[事案 29-163] 契約無効請求

・平成 30 年 4 月 3 日 和解成立

<事案の概要>

被保険者（申立人の子）の告知および被保険者同意が第三者によるものであること等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 12 年 9 月に契約した生存給付金付定期保険（契約①）、これを同 16 年 5 月に転換した利率変動型積立保険（契約②）、さらにこれを同 24 年 9 月に転換した終身保険（契約③）について、以下等の理由により各契約を無効とし、既払込保険料を返してほしい。

- (1) 契約①および契約③について、被保険者同意欄の署名および印影はいずれも被保険者によるものではない。
- (2) 契約③について、告知書における告知および署名はいずれも被保険者によるものではない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約①について、募集人は、申立人に保障内容を説明したうえで申込書類に自署いただき、また、被保険者と面談したうえで関係書類に署名・告知していただいている。
- (2) 契約③について、募集人は、申込書類一式を申立人に預け、後日署名・押印済みの同書類を申立人から受け取った。また、日を改めて申立人宅を訪問した際、被保険者に挨拶をした。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申込関係書類を記入した主体が被保険者ではなく第三者であったとは認められないが、紛争の早期解決等の観点から、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。